

入札説明書(資源物収集運搬・中間処理（富合・城南）、
違反災害ごみ、総合ごみ、燃やすごみ及び紙)

令和8年（2026年）1月9日付けで公告した家庭ごみ収集運搬業務委託に係る条件付一般競争入札（資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）、違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託、総合ごみ収集運搬業務委託（植木B、富合・杉上、隈庄・豊田地区）、燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（A～N地区）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札全般に関する事項

公告文のとおり

第2 競争入札参加資格確認申請書等作成要領

1 提出書類

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 競争入札参加資格審査調査書（様式第2号）
- (3) 労働保険料納付済証明書（写可）
(注：申請時において証明書の有効日を過ぎていないものとする。)
- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (5) 様式第2号の(10)及び(11)に記入した車両の自動車検査証の写し
- (6) 一般廃棄物収集運搬業車両証明書の写し
- (7) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書のいずれか一つ（写可）（証明年月日が申請書等提出時の3ヵ月以内のもので、それぞれの官公署において定めた様式によるものであること）
- (8) 決算報告書（写可）
(貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、直前の第1期、第2期及び第3期分)
- (9) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等、様式第2号の(12)に記入した人員の雇用関係が確認できる書類の写し
- (10) 競争入札参加資格要件(15)の確認調査書（様式第3号）
- (11) 競争入札参加資格要件(16)の確認調査書（様式第4号）

※(10)、(11)の提出については、「資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）」の参加希望者に限る。

【留意事項】

- ・ 提出する前に、再度、1の提出書類すべてが整っていることを確認すること。
- ・ 申請書等の提出後に記載事項に変更があった場合は、速やかに公告文の第2の担当部局に届け出ること。
- ・ 提出書類のうち（7）については、証明年月日が申請書等提出時の3ヵ月以内のもので、それぞれの官公署において定めた様式によるものであること。
- ・ 原本の写しを提出する場合は、提出時に原本を持参し承認を受けるか、例にならい申請者にて原本と相違ない旨の記載（要押印）を行うこと。

なお、用紙が多数にわたるときに、製本しない場合は、ホッチキス止めした後、全ての見開き部分に押印するのものとし、製本する場合は、紙または製本テープ等を使用し、製本部分に押印すること。

【例】： 年 月 日 この写しは原本と相違ありません。

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

- 提出書類のうち（9）については、原則として、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用又は事業主通知用のいずれか一つ）とする。

なお、被保険者の種類として一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者の4種があるが、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は常勤と認められ難いので注意すること。

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書が不存在の場合（65歳以上の従業員を雇用した場合等）で、履歴事項全部証明書によっても確認が取れない者については、社会保険の「被保険者資格取得届」又は「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「源泉徴収簿」もしくは「給与台帳」のうちいずれか一つの写しでも可とするが、後日それらを補完するための書類等の提出を求めることがあるので注意すること。

※ 社会保険の「被保険者資格取得届」又は「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「源泉徴収簿」もしくは「給与台帳」を提出する場合は、雇用関係の確認に必要な情報以外の個人情報は、申請者自らで塗りつぶす等の措置を取っても差し支えない。

2 作成要領

（1）競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）について

入札への参加を希望する委託業務・地区について『申請の有無』欄の「申請する」を○で囲み、参加を希望しない地区については「申請しない」を○で囲むこと。

（2）競争入札参加資格審査調書（様式第2号）について

ア （10）申請日時点における常用車の保有状況について

最大積載量2トン以上の塵芥車を各地区仕様書に定める常用車の台数以上有すること。また、資源物等収集運搬・中間処理業務委託、違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託、総合ごみ収集運搬業務委託については、常用車として最大積載量2トン以上の塵芥車及び最大積載量2トン以上のトラック（平ボディ）を各地区仕様書に定める常用車の台数以上有すること。

なお、この常用車は熊本市が委託する他の家庭ごみ収集運搬業務（ただし、本委託業務と履行期間が重複しない業務を除く。以下「他の委託業務」という。）の常用車、予備車いずれにも登録されていない車両とする。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は、「使用者」が入札参加者名義であること（ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。）又は、当該車両が道路運送車両法（昭和26年法律185号）第33条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

イ （11）申請日時点における予備車の保有状況について

最大積載量2トン以上の塵芥車を公告文別表に定める台数以上記入すること。かつ、資源物等収集運搬・中間処理業務委託、違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託、総合ごみ収集運搬業務委託については、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上有すること。

なお、この予備車はアで記入した車両とは別の車両であって他の委託業務の常用車に登録されていない車両とすること。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は「使用者」が入札参加者名義であること（ただし、「使用者」が入札参加者名義である場合には、「所有者」が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。）、又は、当該車両が道路運送車両法第33条及び道路運送車両法施行規則第64条で規定される譲渡証明書により入札参加者に譲渡されたことが証明できること。

ウ （12）申請日時点における業務管理者及び担当要員について

競争入札参加資格確認申請書の提出時に、当該一般競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある業務管理者を1名以上確保できること。また、直接的な雇用関係にある担当要員を各地区仕様書に定める常用車台数（総合ごみ収集運搬業務委託については、トラック（平ボディ）またはダンプを除く）に2を乗じた数以上確保でき、このうち各地区仕様書に定める常用車台数（トラック（平ボディ）またはダンプを除く）と同数以上については、当該一般競争入札参加者と恒常的な雇用関係にあること。

なお、業務管理者及び担当要員は、他の委託業務の業務管理者、担当要員、予備要員いずれにも登録されていない人員とすること。

記入した業務管理者及び担当要員が役員の場合は、当該事実を履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書により確認する。

記入した業務管理者及び担当要員が従業員の場合は、当該従業員の雇用関係が確認できる書類等の写しを添付すること。

工 (13) 決算状況について、以下の要件を満たすこと。

①直前第1期の決算が債務超過でないこと。

②直前3期のうち、いずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。

才 (14) 事業協同組合として申請する場合について

事業協同組合として申請する場合は、業務を担当する組合員名を記入すること。

なお、組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記入すること。

(3) 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）の競争入札参加資格要件

(15)の確認調書（様式第3号）について

ア 選別及び圧縮・梱包の処理能力は、中間処理対象品目に応じて、処理能力計算書に基づく数量を記入すること。

イ 添付資料の(6)「保管設備の図面」には、寸法並びに中間処理前保管設備及び中間処理後保管設備を明確に記載すること。

(4) 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）の競争入札参加資格要件

(16)の確認調書（様式第4号）について

ア ガラスびんの中間処理に関して、自治体や企業から直接受注した業務として代表的なものを記載し、業務実績を確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

イ 業務内容については具体的に記載すること。

第3 業務概要

1 履行期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日

2 各委託業務・地区の常用車両台数について

本件業務委託の仕様書では、収集車両について主に収集量の推計に基づいて塵芥車の常用車台数を以下のとおり規定しているが、あくまで最低限必要としている台数の合計であり、収集状況によっては予備車の出動が必要となる可能性があることに注意すること。

なお、必要となる予備車の台数は公告文別表のとおりであり、入札参加者の契約状況によって異なる。

(1) 資源物収集運搬・中間処理（富合・城南）

常用車台数	
塵芥車	トラック（平ボディ）又はダンプ
2台以上	1台以上

(2) 違反ごみ・災害ごみ

常用車台数	
塵芥車	トラック（平ボディ）又はダンプ
1台以上	1台以上

(3) 総合ごみ

地区名	常用車台数	
	塵芥車	トラック（平ボディ）又はダンプ
植木B地区	2台以上	1台以上
富合・杉上地区	2台以上	1台以上
隈庄・豊田地区	2台以上	1台以上

(4) 燃やすごみ・紙

地区名	常用車台数
	塵芥車
A地区	3台以上
B地区	3台以上
C地区	3台以上
D地区	2台以上
E地区	2台以上
F地区	2台以上
G地区	2台以上
H地区	2台以上
I地区	2台以上
J地区	2台以上
K地区	2台以上
L地区	2台以上
M地区	2台以上
N地区	2台以上

4 予算額について

各委託業務の予算額は次のとおり。

(1) 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）	164,000千円
(2) 違反ごみ・災害ごみ等収集運搬業務委託	61,500千円
(3) 総合ごみ収集運搬業務委託（3地区）	218,800千円
(4) 燃やすごみ及び紙収集運搬業務委託（14地区）	1,091,500千円

5 収集運搬経路の設定について

現受託者の収集運搬経路を基本とする。

また、午前収集と午後収集の入れ替えは、行わないこと。同一ステーションは可能な限り毎回、同一時間帯に収集すること。

6 収集運搬車両について

一般廃棄物許可車両以外の車両を業務に使用する場合は、落札後、業務履行開始日までに市の検査を受け承認を得ること。

なお、この車両検査項目は一般廃棄物許可車両の検査項目に準ずる。

7 その他

本件業務委託のうち先行して開札を行う案件（以下「先行案件」という。）を落札した者が、本件業務委託のうちその後において開札を行う案件（以下「後発案件」という。）に参加し、落札した先行案件及び後発案件の仕様書に定める塵芥車の常用車台数の合計が3台を超える場合、先行案件を落札した者は後発案件について落札することはできず、後発案件について提出された入札書は無効とする。（公告文第10の7参照）

つまり、いずれかを落札した場合は、その後に開札する案件を落札することができない。

8 参考資料

【参考】収集量（令和5年度～7年度平均値・t/月）・面積・ステーション数（推計）※以下の「ST数」と表記

（1）資源物収集運搬・中間処理（富合・城南）

収集運搬

富合・ 城南	資源物					
	第1・3木	面積	ST数	第1・3金	面積	ST数
	128 t	37.82 km ²	404	130 t	18.96 km ²	557
	ペットボトル					
第2・4木						
	55 t	37.82 km ²	404	59 t	18.96 km ²	557
特定品目						
第2・4木						
	9 t	37.82 km ²	404	9 t	18.96 km ²	557
プラスティック製容器包装						
月						
	105 t	37.82 km ²	404	102 t	18.96 km ²	557

中間処理

	資源物	ペットボトル	紙	プラスチック製容器包装	特定品目
受入量 (kg／年)	211, 500	96, 980	470, 510		

(2) 違反ごみ・災害ごみ等収集運搬

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの稼動日数、収集量の実績は下表のとおり。ただし、令和7年度（2025年度）については10月までの実績となる。

年 度	稼動台数	収集量（年間）
令和5年度（2023年度）	470 台	360 トン
令和6年度（2024年度）	473 台	345 トン
令和7年度（2025年度）	285 台	270 トン

(3) 総合ごみ収集運搬

植木 B	可燃物							
	月	木	面積	ST 数	火	金	面積	ST 数
	206 t	101 t	5.77 km ²	40	415 t	287 t	8.4 km ²	84
	不燃物							
	第1水	面積	ST 数	第2水	面積	ST 数	第1木	面積
	20 t	8.27 km ²	67	4.4 t	7.79 km ²	34	2.6 t	0.08 km ²
	第2木	面積	ST 数	第2金	面積	ST 数		
	1.7 t	0.05 km ²	7	1.1 t	1.28 km ²	9		
	粗大ごみ							
	第3水 (可燃)	第3水 (不燃)	面積	ST 数	第3木 (可燃)	第3木 (不燃)	面積	ST 数
	38 t	15 t	8.27 km ²	67	8.2 t	2.6 t	0.08 km ²	9
	第4水 (可燃)	第4水 (不燃)	面積	ST 数	第4木 (可燃)	第4木 (不燃)	面積	ST 数
	15 t	6.5 t	7.79 km ²	34	3.3 t	2.8 t	0.05 km ²	7
	第4金 (可燃)	第4金 (不燃)	面積	ST 数				
	2.9 t	1.6 t	1.28 km ²	9				

富合・ 杉上	燃やすごみ							
	月	木	面積	ST数	火	金	面積	ST数
	610 t	422 t	12.6 km ²	251	982 t	699 t	19.8 km ²	135
	紙			埋立ごみ				
	水	面積	ST数	第1水	第2水	面積	ST数	
	240 t	32.4 km ²	386	40 t	43 t	32.4 km ²	386	
	大型ごみ (可燃)	大型ごみ (不燃)						
	9.8 t	13.7 t						

隈庄・ 豊田	燃やすごみ							
	月	木	面積	ST数	火	金	面積	ST数
	904 t	615 t	6.36 km ²	431	472 t	327 t	18.02 km ²	166
	紙			埋立ごみ				
	水	面積	ST数	第1水	第2水	面積	ST数	
	216 t	24.38 km ²	597	34 t	38 t	24.38 km ²	597	
	大型ごみ (可燃)	大型ごみ (不燃)						
	5.9 t	5.6 t						

(4) 燃やすごみ・紙収集運搬

	燃やすごみ								紙		
	月	木	面積	ST数	火	金	面積	ST数	水	面積	ST数
A	1576t	1057t	11.41 km ²	360	920t	649t	1.73 km ²	470	526t	13.14 km ²	830
B	1435t	973t	8.43 km ²	374	1153t	802t	1.21 km ²	440	613t	9.64 km ²	814
C	896t	605t	4.65 km ²	378	1237t	872t	6.47 km ²	289	543t	11.12 km ²	667
D	859t	566t	1.18 km ²	362	759t	523t	1.19 km ²	490	430t	2.37 km ²	852
E	854t	607t	1.56 km ²	698	783t	573t	3.79 km ²	270	465t	5.35 km ²	968
F	823t	553t	8.36 km ²	187	697t	481t	1.16 km ²	363	332t	9.52 km ²	550
G	769t	517t	1.55 km ²	646	755t	540t	1.10 km ²	409	419t	2.65 km ²	1055

H	602t	407t	1.01 km ²	443	728t	516t	1.18 km ²	601	455t	2.19 km ²	1044
I	610t	412t	1.69 km ²	173	672t	475t	1.23 km ²	190	290t	2.92 km ²	363
J	660t	428t	1.39 km ²	167	699t	471t	1.52 km ²	208	280t	2.91 km ²	375
K	579t	385t	1.18 km ²	457	472t	340t	1.04 km ²	396	293t	2.22 km ²	853
L	473t	335t	0.75 km ²	338	546t	394t	0.99 km ²	501	339t	1.74 km ²	839
M	867t	656t	1.25 km ²	279	709t	510t	1.21 km ²	216	409t	2.46 km ²	495
N	866t	660t	2.22 km ²	252	899t	641t	1.51 km ²	530	417t	3.73 km ²	782